

ご 通 知

第一、私の住居

私は、●●市●●-●-●所在の集合住宅●●の●●号室に居住しておりますが、貴殿の居室である●●号室から発生するタバコ煙の受動喫煙により、健康上の被害を受けています。

第二、受動喫煙による一般的な健康被害

非喫煙者の7割以上が受動喫煙に不快感を覚えるとの調査結果が報告されています。また、受動喫煙は、不快感や迷惑感にとどまらず、重大な健康障害を引き起こすことが医学的に明らかにされています。

受動喫煙との関連が確定している疾病及び関連が指摘されている疾病として、その一部を列挙すれば、次のとおりです。

がん： 肺がん・副鼻腔がん・脳腫瘍・大腸がん・膵臓がん・白血病・悪性リンパ腫・
膀胱がん・子宮頸がん・乳がん

呼吸器疾患： 慢性気管支炎、呼吸機能低下、気管支ぜんそく

循環器疾患： 動脈硬化、狭心症、心筋梗塞

アレルギー： 化学物質過敏症（シックハウス症候群）、アレルギー性鼻炎

などが指摘されています。

さらに、小児については、上記に加え、受動喫煙が乳幼児突然死症候群の主要な危険因子であることが明らかにされています。また、子どものアトピー性皮膚炎、小児ぜんそく、学習能力の低下との強い関連性も示されています。

喫煙や受動喫煙に対する感受性・過敏性については、個人差があり、こうした疾病に直ちに罹患しない人もいますが、他方、私に限らず、受動喫煙によって身体的症状が出る者、受動喫煙を強い苦痛に感じる者も現に多数います。

少量・低濃度の受動喫煙であっても危険性があり、受動喫煙に無害なレベルがないことが医学的に結論づけられています（2006年：米国公衆衛生総監報告書）。

第三、受動喫煙による私の健康被害

貴殿の居室の喫煙から発生するタバコ煙が私の居室に流入しており、当該煙を吸わされることで、私には、以下の症状が生じております。

- ・咳
- ・喉、気管支、肺の痛み
- ・頭痛、頭重

- ・眼の痛み、眼の爛れ
- ・吐き気、食欲不振
- ・動悸、血圧上昇
- ・湿疹等

●●病院の●●医師作成の令和●●年●●月●●日付診断書でも「●●」と診断されています。

第四、貴殿に以下の事項を要請します。

上記の次第ですので、私は、貴殿に対し、以下の事項を要請します

居室内及びベランダにおいて喫煙しないでください。



第五、不法行為責任

タバコ（ニコチン）は有害な依存性薬物ですが、法律上、禁制品にはなっておらず、製造・販売が続けられています。

しかしながら、喫煙者において他人の健康を害してまで喫煙する権利は認められません（平成20年3月4日、内閣府日本学術会議提言）。

たとえ貴殿の居室内の行為といえども、他人の健康を害するような行為は認められず、権利の濫用（民法1条3項）として、不法行為（民法709条）となるものと解されます。

名古屋地裁平成24年12月13日判決は、「マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても、他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することはあり得る」と判示し、不法行為責任を認定しています。

更に、本年1月24日より、健康増進法の一部を改正する法律のうち、喫煙をする際の配慮義務に関する同法第25条の3第1項が施行されております。同月22日付健発0122第1号「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について」においては、同配慮義務につき、「喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」とされております。同法施行により、貴殿は私に対して受動喫煙を生じさせないようにする配慮義務を負っております。

従いまして、貴殿のタバコ煙によって私が健康被害を被っているという事実を貴殿が知った後もなお受動喫煙を引き起こす行為を継続すれば、貴殿には故意過失があるものとして不法行為責任を負うこととなります。

以上から、上記要請事項に従って、私に受動喫煙を起こさないよう行動してください。上記要請事項を守って頂けない場合には、残念ですが、不法行為として損害賠償請求いたしますので、予めご承知おきください。

第六、加熱式タバコについて

なお、アイコス、グロー、プルームテックといったいわゆる加熱式タバコも、タバコであることには変わりはありません。

第七、禁煙について

受動喫煙には、上記のとおり健康被害があり、日本で年間約1万5000人が受動喫煙によって超過死亡していると推計されていますが、喫煙者自身の健康被害はさらに大きく、年間約10万人が能動喫煙によって超過死亡していると推計されています。

タバコは依存性薬物であり、禁煙は困難を伴うことが多いと言われますが、現在は、ニコチンパッチが薬局で販売され、また病院の禁煙外来において飲み薬（チャンピックス）を用いた禁煙治療も行われるなど、かつてに比べれば、禁煙は容易になっています。ニコチン依存症は、既にそれ自体が健康保険等の適用される「精神疾患」とされています。

これを機会に、貴殿ご自身の健康のため、また家族の健康のために禁煙されてはいかがでしょうか。

依存症を治療すれば、喫煙欲求も解消され、ストレスも減ります。

第七、最後に

共同住宅においては、相互の思いやりにより、相互の生活が成り立っているものであることを付言させていただきます。宜しくご理解の上、上記要請事項を遵守してください。

令和●年●月●日

通知人

住所

氏名

印

被通知人

住所

氏名

殿